

平成 25 年 1 月 15 日
中部地方整備局
港湾空港部

“みなと”に賑わいを創る“みなとオアシス会議”の開催

「みなとオアシス」とは、海浜や旅客ターミナル、広場などを活用して、地域の方々などが連携しまちづくりなどを行い、みなとの利便性の向上などが図られている施設を地方整備局長が認定する制度です。これまで、全国で67か所認定され、年々増加している状況です。

中部地方では、「沼津」「がまごおり」「津なぎさまち」「ちた新舞子」「とば」の5か所において認定しています。

“みなとオアシス会議”は、港のある市町村などに“みなとオアシス”を積極的に展開していただくことを目的として開催するものです。とりわけ、静岡県では「にぎわい」の機能を持つ港が多くあり、制度の活用が期待できることから、清水港で開催することしました。

会議では、制度の紹介や、5つのオアシスにおける活動報告の他、みなとに「賑わい」を創り出す上で欠かせない要素である“食”を通じた“みなちまちづくり”をテーマとした講演も予定しております。

記

- 日時 : 平成25年1月24日(木) 14:30~16:50
- 会場 : 清水テルサ 7F (静岡市清水区島崎町223番地)
- 対象 : 港湾が所在する市町村、港湾管理者及びみなとオアシス関係者
- 実施主体 : 中部地方整備局、中部みなとオアシス連絡協議会
- 議事内容 : ①『みなとオアシス制度』の紹介
②『中部のみなとオアシス』の活動紹介
③特別講演「食とみなとまちづくり」
講師 : 社団法人 ウォーターフロント開発協会
専務理事 橋間 元徳 氏
- 取材 : 当日の取材(写真撮影含む)を希望するプレス関係者につきましては、平成25年1月21日(月)12:00までに「取材申込表」に必要事項をご記入の上、FAXにて、ご連絡頂きますようお願い申し上げます。
- 解禁 : 指定なし
- 配布先 : 中部地方記者クラブ、静岡県政記者クラブ、静岡市政記者室
港湾空港タイムス、港湾新聞、日本海事新聞、海事プレス
- お問合せ : 国土交通省 中部地方整備局
港湾空港部 海洋環境・技術課
TEL: 052-651-6470
担当: 日置(ひおき)、住田(すみた)



FAX送信表

FAX : 052-659-0385

TEL : 052-651-6470

中部地方整備局 港湾空港部

海洋環境・技術課 日置、住田 行

平成25年1月24日(木) 14:30~16:45

「第5回みなとオアシス会議」の取材を希望します。

なお、取材を希望されるプレス関係者は出席者をご記入ください。

※) 会場内には、プレス席を設けさせていただきます。

○ご記入願います。

プレス機関名

お名前(代表者名)

計(名)

ご連絡先(TEL)

ご使用機材

(テレビカメラ等)

お手数ですが、平成25年1月21日(月) 12:00までにご返信ください。

みなとを核としたまちづくり

～「みなとオアシス」～



みなとオアシスジャズナイト
(三河港:みなとオアシスがまごおり)



大型展望水門「びゅうお」のライトアップ
(沼津港:みなとオアシス沼津)



旅客船ターミナル
(津松阪港:みなとオアシス津なぎさまち)



ブルーサンビーチの海水浴
(名古屋港:みなとオアシスちた新舞子)



鳥羽マリンターミナル交流デッキ
(鳥羽港:みなとオアシスとば)

「みなとオアシス」の概要

【目的】

住民参加のもと、市町村が海浜や旅客ターミナル、広場などのみなとの施設やスペースを住民など多くの人々が賑わう交流の場として利用できるよう計画策定し、地域交流拠点として自立的な管理・運営を行うものに対し、「みなとオアシス」として各地方整備局長が認定・登録を行い、国が様々な支援を行います。

【対象者】

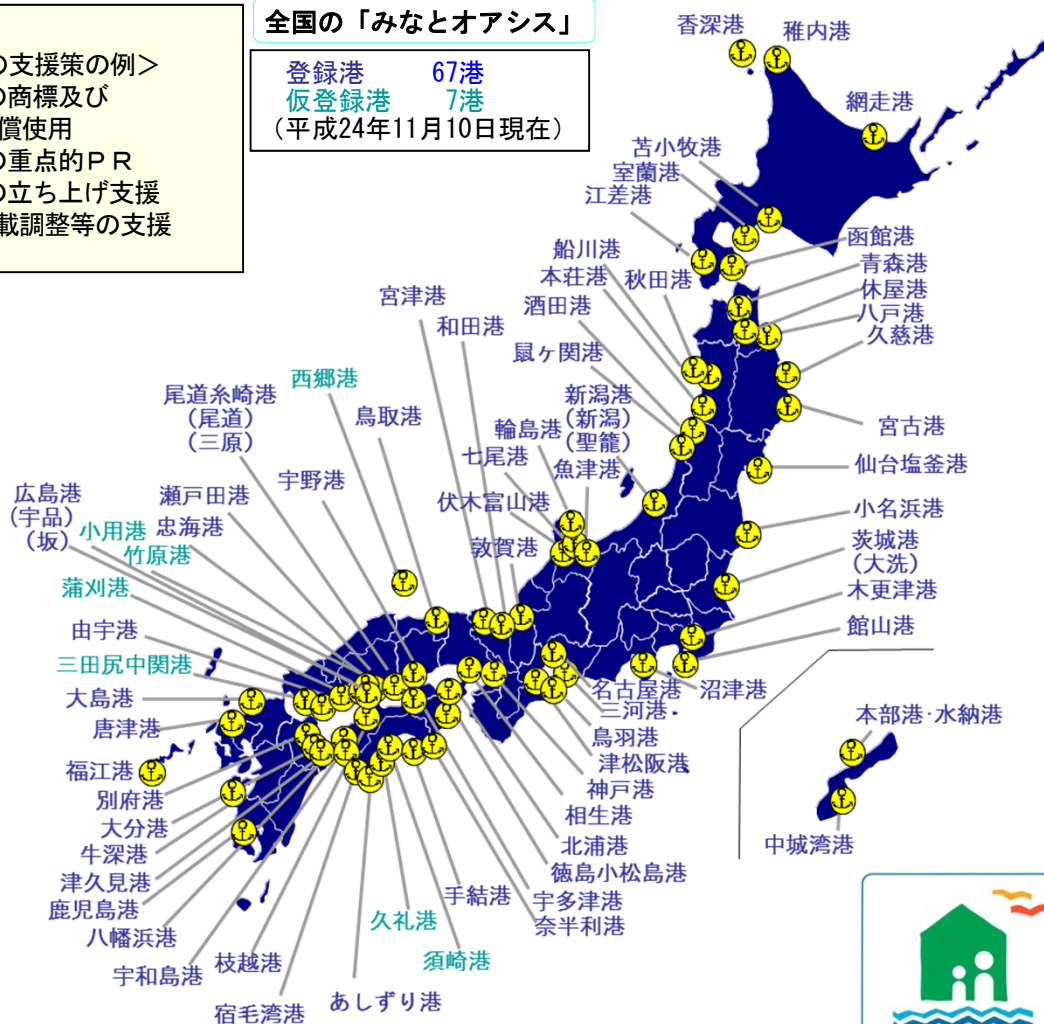
市町村、港湾管理者、海岸管理者、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に設立された法人 等

【事業内容】

- <「みなとオアシス」への支援策の例>
- ・「みなとオアシス」の商標及びシンボルマークの無償使用
 - ・「みなとオアシス」の重点的PR
 - ・「みなとオアシス」の立ち上げ支援
 - ・各種公的地図への掲載調整等の支援

全国の「みなとオアシス」

登録港 67港
仮登録港 7港
(平成24年11月10日現在)



「みなとオアシス」が提供するサービス

賑わいのオアシス	基本サービス: 中核施設で提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供機能 (「みなとオアシス」の概要情報を提供) ・ 休憩機能 (休憩スペース、トイレなどで休憩の場を提供)
	付加サービス: 中核施設及び、その他施設で提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流、レクリエーション機能 (イベントの開催等) ・ 飲食、物販機能 (地元の物産などの提供等)
安心のオアシス		防災情報の提供、緊急避難所として活用

中部の「みなとオアシス」事業実施事例

「中部版みなとオアシス」は、逼迫する東海・東南海地震対応として、みなとに対する地域のニーズを勘案し、災害時の生活支援機能も付加することとしました。

1 みなとオアシスがまごおり H19.4認定

- ①申請者：蒲郡市
②構成施設：
・海賓館マリンセンターハウス
・生命の海科学館
・バリアフリーポンツーン「マンボウ」
(災害時には人員・物資輸送の拠点として活用) 等



2 みなとオアシス沼津 H19.11認定

- ①申請者：沼津市
②構成施設：
・大型展望水門「びゅうお」
・水産複合施設「沼津魚市場INO」
・マーケットモール「沼津みなと新鮮館」 等

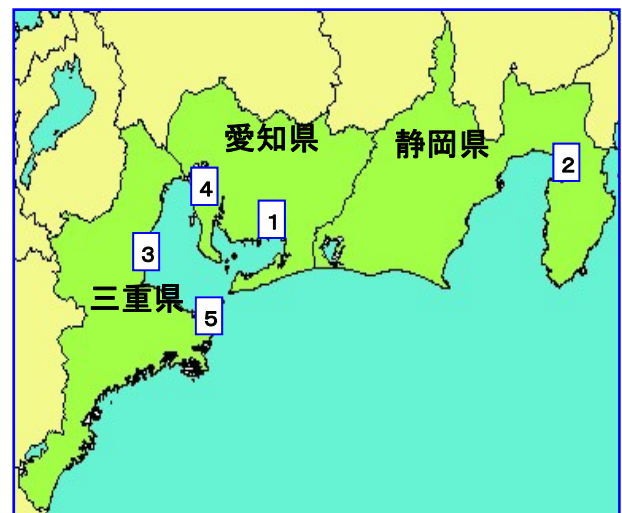


4 みなとオアシスちた新舞子 H22.5認定

- ①申請者：知多市
②構成施設：
・新舞子マリンパーク
・新舞子ポートパーク
・風力発電所
・郷戸広場 等

ちびっこ運動会

「ビーチドッジボール」



3 みなとオアシス津なぎさまち H20.8認定

- ①申請者：津市
②構成施設：
・旅客船ターミナル
・なぎさまち緑地
・民間商業施設「ベイスカ」 等



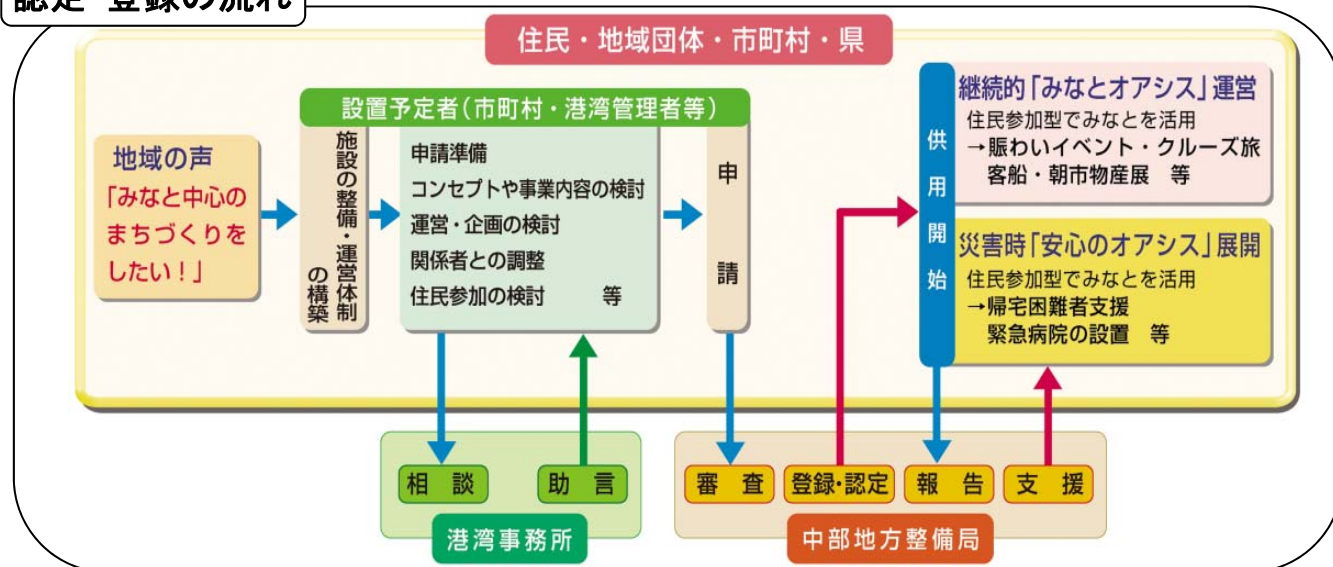
5 みなとオアシスとば H24.3認定

- ①申請者：鳥羽市
②構成施設：
・旅客船ターミナル
「鳥羽マリンターミナル」
・緑地公園
・小型船だまり (離島定期船) 等



「みなとオアシス」の認定・登録について

認定・登録の流れ



○認定要件

以下の登録要件を満たす施設・空間を地方整備局長が認定。

- ①住民参加のもとで事業計画が策定され、かつ運営が継続できること。
- ②港湾、海岸の施設や空間を有効活用し、ソフト重視の取り組みであること。
- ③情報提供機能、交流スペース、トイレ、駐車場が提供されている。

●登録に必要な施設の概要

- ・安全性及び利便性に配慮し、地域振興及び災害時の生活支援に資するものであること
- ・「みなと」に関する情報、地域情報、観光情報、災害情報を提供できること(パンフレットの設置場所など)
- ・休憩等のできる場所が準備されていること(トイレ、交流スペースなど)
- ・地域のイベントを実施できること(緑地、広場、海浜など)

●あった方がよい施設の例

- ・バス停、飲食施設、物販施設、海上アクセス施設、緊急物資保管施設など

問い合わせ先

みなとを核としたまちづくりについてのお問い合わせは各港湾事務所までご連絡ください。

■ 各事務所の連絡先

県	事務所名	担当課	住所	電話	FAX
愛知県	名古屋港湾事務所	企画調整課	〒455-0045 名古屋市港区築地町2	052-651-6763	052-652-0303
	三河港湾事務所	企画調整課	〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町1-1	0532-32-3251	0532-32-5049
三重県	四日市港湾事務所	企画調整課	〒510-0064 四日市市新正3丁目7番27号	059-359-0510	059-359-0513
静岡県	清水港湾事務所	企画調整課	〒424-0922 静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4148	0543-53-3072